

権利関係 民法 共有

行政書士
宅地建物取引主任者

森瀬泰豊

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

共有

各共有者は、この共有物の全部を、その持分に応じて使用することができる

別荘	A 1,500万円	$2\frac{1}{2}$	$=$	$6\frac{3}{6}$
	B 1,000万円	$3\frac{1}{3}$	$=$	$6\frac{2}{6}$
	C 500万円	$6\frac{1}{6}$	$=$	$6\frac{1}{6}$

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

共有物の自分の持ち分

各共有者が一人できる

共有物全体

保存行為 各共有者 単独

管理行為 共有者の持ち分価格の過半数

変更行為 共有者全員の同意

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

A 持ち分9分の5	B 持ち分9分の2	C 持ち分9分の2	D 持ち分9分の1
-----------	-----------	-----------	-----------

各共有者は、原則いつでも共有物の分割を請求できる

例外 5年を超えない期間 分割をしないという契約は有効

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

共有のポイント

各共有者は共有物全部をその持ち分に応じて使用できる

共有者の持ち分は相続人なくして亡くなった場合その持ち分は他の共有者に帰属する

保存行為 管理行為 変更行為

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。